策のため平成八年度から平成十二年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、平成八年度において特別に発行を許可された地方債の額	（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、平成八年度において「平成八年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る許可予定額の枠配分（最終分）について（平成九年三月二十五日付自治地第四十九号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「平成八年度臨時財政特例債に対する枠配分額（第一次配分）の決定について（平成八年九月十七日付自治準企第二百八号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」及び「平成八年度臨時財政特例債に対する枠配分額（第二次配分）の決定について（平成九年二月二十八日付自治準企第五十六号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債の額。この場合において、組合又は港務局が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。		
四十六　平成八年度から平成二十八年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	1　一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成八年度から平成二十八年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。） ［2　略］	千円	［略］
［四十七・四十八　略］	［略］		

策のため平成七年度から平成十二年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、平成七年度において特別に発行を許可された地方債の額	（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、平成七年度において「平成七年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る許可予定額の枠配分（第二次配分）について（平成八年三月二十六日付自治地第五十三号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「平成七年度臨時財政特例債に対する枠配分額（第一次配分）の決定について（平成七年七月二十八日付自治準企第百七十四号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」及び「平成七年度臨時財政特例債に対する枠配分額（第二次配分）の決定について（平成八年二月二十七日付自治準企第十九号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債並びに平成八年度において「平成八年度臨時財政特例債（普通会計分）に係る許可予定額の枠配分（最終分）について（平成九年三月二十五日付自治地第四十九号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」、「平成八年度臨時財政特例債に対する枠配分額（第一次配分）の決定について（平成八年九月十七日付自治準企第二百八号都道府県知事、指定都市市長あて自治事務次官通知）」及び「平成八年度臨時財政特例債に対する枠配分額（第二次配分）の決定について（平成九年二月二十八日付自治準企第五十六号都道府県知事あて自治事務次官通知）」に基づき特別に発行を許可された地方債の額。この場合において、組合又は港務局が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。		
四十六　平成七年度から平成二十七年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	1　一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成七年度から平成二十七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額（この場合において、組合が起こした地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。） ［2　同上］	千円	［同上］
［四十七・四十八　略］	［同上］		